

伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス (H30.7.1現在)

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス				
サービス種別	通所介護相当サービス	通所型サービスA 生きがいデイサービス	通所型サービスB1 ちよこつとデイサービス	通所型サービスB2 くらしデイサービス	通所型サービスB3 いっしょにデイサービス	通所型サービスC 元気はつらつプログラム
サービス内容	介護予防通所介護に準じる	左記のうち、個別指導が必要ではない者への通所介護等	住民主体による「集いの場」での運動・体操・会食等	住民主体による訪問型・通所型の複合的なサービス	介護保険施設等で行う住民主体と医療・介護専門職の協働による介護予防・地域交流等	理学療法士等が行う生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者	要支援者 事業対象者	要支援者 事業対象者	要支援者十事業対象者 (共生ケア機能あり)	要支援者十事業対象者 (共生ケア機能あり)	要支援者十事業対象者 (共生ケア機能あり)	要支援者 事業対象者
対象者とサービス提供の考え方	※ 別紙「訪問(通所)介護相当サービスを利用する際の考え方について」参照	※ 別紙「訪問(通所)介護相当サービスを利用する際の考え方について」参照	住民主体により行われる地域の「集いの場」で、地域住民との交流を通じて、地域との繋がりの強化や介護予防に資する活動を行う (例) 地域との交流が希薄になっており、地域の支え合いによる支援体制の構築が必要で、共に介護予防に資する活動を行うことにより、在宅での自立した生活の維持等が見込めるケース等	住民主体により行われる訪問による生活援助と「集いの場」への通所による地域住民との交流を通じて、地域との繋がりの強化や介護予防に資する活動を行う (例) 訪問と通所による複合的な支援が必要で、生活援助と地域交流が一体的に行われることにより、在宅での自立した生活の維持等が見込めるケース等 ※現在、実施団体はありません	介護保険施設等の地域交流スペース等を利用し、住民主体と施設職員(専門職等)の協働による介護予防に資する活動や地域との交流を図る活動を行う (例) 介護サービスを提供する拠点のほか、地域貢献という観点から、地域に信頼され、地域との交流を密に取った上での運営等が望まれる ※現在、実施団体はありません	ADL・IADLの改善等が必要な者に対して、理学療法士または作業療法士がアセスメント(事前・事後)を実施のうえ、日常生活機能の向上を目的とする運動指導に加え、栄養・口腔・認知機能の改善等(実施事業所により異なる)を個別プログラムを作成のうえ、週1回の通所と月1回の自宅訪問により改善を図る (例) 退院直後等で、集中的に運動器等のリハビリや機能向上を目指すことにより、入院前の状態等に戻る見込みのあるケース等
利用回数	※2 一覧表参照	※2 一覧表参照	週1回程度	週1回程度	週1回程度	週1回 6ヶ月を限度
サービス単価	※2 一覧表参照	※2 一覧表参照	800,000円/年	900,000円/年	20,000円/月	4,500円/回
自己負担	1割、2割又は3割(一定所得者)	1割、2割又は3割(一定所得者)	実施主体により設定+実費	実施主体により設定+実費	実施主体により設定+実費	1割+実費
実施方法	指定 国保連経由	指定 国保連経由	補助	補助	補助	委託
ケアマネジメント	A	A	B	B	B	A
会議	生活支援会議(A型)	生活支援会議(A型)	生活支援会議(B型)	生活支援会議(B型)	生活支援会議(B型)	生活支援会議(A型)
給付管理	有	有	無	無	無	無
サービス提供者	指定通所介護事業者	指定通所介護事業者	地域住民組織等	地域住民組織等	法人と地域住民組織の協働	指定通所介護事業者等